

## 苫小牧市中小企業人材育成補助金交付要綱

### (目的)

第1号 この要綱は、中小企業者等における人材育成の促進を図るため、苫小牧市中小企業人材育成補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2号 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。ただし、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。

- (1) 本市に事業所又は事務所を有し、本市の市税（苫小牧市税条例昭和25年苫小牧市条例第24号第3条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がないこと。
- (2) 事業主、又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。

### (補助対象事業)

第3号 補助金の対象となる事業は、中小企業者等が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の主催する研修事業に経営者及び従業員を参加させる事業とする。

### (補助対象経費)

第4号 補助金の交付の対象となる経費は、中小機構が定める各研修の受講料とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

### (補助金の額)

第5号 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 対象者1人の受講料のうち2万円（受講料が2万円を超えない場合はその実額）とする。
- (2) 苫小牧市内で実施される研修事業及びインターネットを活用した Web 研修を受講す

る場合は、対象者1人の受講料のうち1万5千円（受講料が1万5千円を超えない場合はその実額）とする。

- (3) 他の補助金等と併給があった場合は、その額を調整し減額する。
- (4) 1事業者につき、補助金の交付額の総額は、年間10万円までとする。
- (5) 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、申請をしようとする者が第2条に規定する要件を満たし、その研修が実施される5日前までに、補助金交付申請書（第1号様式）及び補助金交付申請額算出調書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、申請後、内容に変更があった場合は速やかに変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用形態を確認できる書類の写し（申請者が受講した場合を除く。）
- (2) 納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、当該申請にかかわる書類の審査により補助金の交付の可否を判断する。

- 2 補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

#### (交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条に係る交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

#### (補助対象事業の遂行)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、誠実に補助事業を行わなければならない。

#### (状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対し当該事業の遂行について報告を求め、又は実地調査をするものとする。

- 2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対し決定の内容に従って遂行するよう指示する

ものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業完了の日から15日以内（3月16日以降に補助事業が完了する場合、3月31日まで）に、事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了を証する書類の写し
- (2) 受講料の支払を証する書類の写し
- (3) 他の補助金等の請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合で、報告書の審査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を申請者に通知するものとする。ただし、補助金等の交付決定額と確定額が同額の場合にあっては、この通知を省略することができる。

(交付の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(交付の時期)

第14条 補助金の交付は、第10条の規定により補助金の額が確定した後において行うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 3 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。ただし、令和元年7月1日以降に申請があったものを対象とする。